



島根県報

平成26年3月4日（火）

号外第19号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

島根県営住宅条例の規定による入居者駐車場の使用料

（建 築 住 宅 課） 2

告 示

島根県告示第115号

島根県営住宅条例（昭和34年島根県条例第49号）第50条第1項の規定により、入居者駐車場の使用料を次のとおり定めたので、島根県営住宅条例施行規則（昭和37年島根県規則第64号）第19条第2項の規定により告示し、平成26年4月1日から施行する。

島根県営住宅条例の規定による入居者駐車場の使用料（平成25年島根県告示第203号）は、廃止する。

平成26年 3 月 4 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

所 在 地	団地の名称	使 用 料
松江市	幸町団地	1,836円
	長者原団地	1,728円
	山代団地	1,620円
	古志原団地	1,836円
	浜佐陀団地	1,512円
	湍北台団地	— (648円)
	第二山代団地	1,728円
	八幡団地	1,404円
	八重垣団地	1,620円
	茶白山団地	1,620円
	比津が丘団地	1,836円
	湖北団地	1,512円
	東津田団地	1,728円
	第二湍北台団地	1,728円
	新古曾志団地	1,620円
	津田明神団地	1,836円
	西津田団地	1,512円
	東光台団地	1,512円
	古江団地	1,512円
	湯町団地	— (432円)
宍道緑が丘団地	1,512円	
揖屋団地	1,512円	
羽入団地	1,296円	
南廻山団地	1,512円	
浜田市	緑ヶ丘団地	1,728円
	周布団地	1,404円
	汐入団地 1	1,620円
	汐入団地 2	1,512円
	汐入団地 3	1,512円

	汐入団地 4	1,728円
	浜田漁民団地	1,620円
	二反田団地	1,728円
	石原団地	1,620円
	黒川団地	1,620円
	日脚団地	1,512円
	笠柄団地	1,836円
	片庭団地	2,160円
	三隅駅前団地	1,296円
	向野田団地	1,296円
	第二向野田団地	1,296円
出雲市	天神団地	1,620円
	上島団地	— (216円)
	古志団地	1,296円
	小山団地	1,836円
	一の谷団地	1,512円
	大津団地	1,620円
	塩冶団地	1,728円
	有原団地	1,728円
	今市団地	1,620円
	灘分団地	1,296円
	牧戸団地	1,404円
	小境団地	1,296円
	駅南団地	1,620円
	山内団地	1,296円
	直江団地	1,296円
荘原団地	1,512円	
益田市	染羽団地	1,620円
	沖田団地	1,836円
	久城団地	1,512円
	久城東団地	1,404円
	矢田団地	1,404円
	高津団地	1,728円
	原浜団地	1,512円
	高角団地	1,512円
	土井団地	1,512円
	新矢田団地	1,512円
	吉田南団地	1,728円
	飯田団地	1,512円
	吉田団地	1,944円
	仙道団地	1,080円

大田市	沢田団地	1,404円
	諸友団地	1,512円
安来市	臼井団地	1,836円
	東臼井団地	1,728円
	神塚団地	1,512円
	和田団地	1,620円
江津市	沖の浜団地	1,296円 (324円)
	新星島団地	1,512円
	青山団地	1,404円
	渡津団地	1,404円
	江津中央団地	1,620円
	東高浜団地	1,512円
雲南市	そら山団地	1,296円
飯石郡飯南町	赤名団地	1,188円
鹿足郡津和野町	桂川団地	— (324円)
鹿足郡吉賀町	溝上団地	— (216円)
	皆富団地	— (108円)
隠岐郡西ノ島町	新由良団地	1,296円
隠岐郡隠岐の島町	船原団地	1,296円
	宮城ヶ丘団地	1,296円
	月無団地	1,404円

備考

- 1 使用料は、1 駐車区画当たりの月額使用料である。
- 2 入居者が2 駐車区画の使用許可を受けた場合の2 台目の駐車区画の使用料は、上表に掲げる使用料の2 倍とする。
- 3 使用料には、消費税及び地方消費税を含む。
- 4 () 内の使用料は、未整備の駐車区画に対して適用される使用料である。
- 5 「汐入団地1」は「汐入団地の1号棟及び2号棟」を、「汐入団地2」は「汐入団地の3号棟」を、「汐入団地3」は「汐入団地の新5号棟、新6号棟及び新7号棟」を、「汐入団地4」は「汐入団地の8号棟、9号棟及び10号棟」を示す。